

黒田長溥と筑前勤王派

西尾, 陽太郎

<https://doi.org/10.15017/2244148>

出版情報 : 史淵. 98, pp.47-76, 1967-03-01. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

黒田長溥と筑前勤王派

西尾陽太郎

1

筑前藩の尊攘運動は、慶応元年の勤王派弾圧、いわゆる「乙丑の獄」によつて挫折し、それと同時に藩主長溥の、それまでの西南諸藩に対する雄藩的立場も崩壊し去つた。この「乙丑の獄」の由因については、「加藤司書伝」においては、主として藩主長溥の優柔不断と因循派の策動によるとし、「黒田長溥公伝・草稿本」においては、主として佐幕派公卿方及び幕府方の離間策・威圧策によるものとし、また「維新雑誌」（檜垣元吉氏蔵）によれば、主として勤王激派の藩政攪乱によるものとしている。なお、この他にも一般的に長溥の「養君」的立場による、藩主権力の弱さによるとするもの、また特に二条家と長溥の関係を強調する説などが存在する。

思うにこれらの諸説は、いづれも肯定さるべきである。しかしそれらの理由は個々に独立し切り離されたものでなく、相互に深い関連を持つものと考えられる。そしてこのような視点から、以上の諸説を総合的に整理してゆく時、幕末激動期の、正確に言えば、文久三年の政変後から第二次長州征伐直前までの、藩主長溥の政治的行動に一つの意義付けが可能なのではあるまいか。このことは結論的に言えば、この乙丑の獄には「養君」としての長溥の藩主権力確立の意図と筑前

勤王派との、「対決」の問題が介在していたのではないかということなのであるけれども、それは単に長溥と勤王派との二者対決というだけでなく、長溥自身のうちに内在した藩主権力の意図と尊攘的意図との対決、いいかえれば自己矛盾をも意味したと考えられるのではないかということである。以下この点を中心に叙述を試みたい。

2

筑前勤王派の活躍が顕著になつてくるのは、桜田門外の変直後のことである。「黒田長溥公伝・草稿本」（以下「公伝」と略称）に次のように云つている。

万延元年井伊氏遭難の後は人々逡巡して力を幕府に致さんとするものなし。公以為らく、二百余年の情誼豈此危急の際に当りて坐視すべけんやと。依て東上して謀る所あらんと欲す。然るに此頃福岡にては勤王論最も盛にして皆之を欲せず、或は上書建白し、或は利害を面陳し、或は王霸の弁を論じ（月形深藏・城武平・海津幸等）、或はひそかに鹿児島に奔り薩候に頼りて公の意を回さんと欲する者あるに至る（江上英之進・浅香市作・中村円太等）。公其志の切なるを見て遂に東行を見合せられたり。後文久元年に至り、公を止めし者は一旦皆罪を獲たりしが、後之を赦されたり。（下略）

これらの勤王派の正式処分は、文久元年五月七日のことと処分軽重合計三十余名に及んだとされるが、その主なる志士名、及びその処分は次の通りである。（春山育次郎・「平野国臣伝」）

鷹取養巴・月形格・海津幸一（中老永預減禄名跡立）浅香市作（玄界島流罪牢居減禄名跡立）江上英之進（姫島流罪牢居）中村円太（於呂島流罪牢居）月形深藏（俳徊応接差留）城武平（減禄俳徊応接差留）江上伝一郎・中村権次郎・伊丹慎一郎（減禄押隠居閉門）長谷川範藏（立界島流罪）藤四郎（大島流罪）平島茂七（大島流罪）

これらの志士の赦免は文久三年のことであるが、その処罰から赦免に至る経過の具体例として月形洗藏（格）の場合

は、長野遐「月形家一門」所収の「月形洗蔵年譜」によると次の通りである。

万延元年（三十三才）五月五日藩主に封事呈出。八月十六日藩主長溥公に謁し意見を述べ。八月十八日長溥公に召されて再び意見を述べ。十一月十四日藩主より取調の爲め、中老毛利内記（元英）に預けられ、同時に父深蔵・弟覚・季父健も閉門謹慎を命ぜらる。

文久元年（三十四才）五月五日、藩主に対し容易ならざる意見を述べしに依り、藩主より直書を以て諭せられしに、猶又同氣相語らひ、不穩なる協議いたし、人心を動かし國政を妨げしこと、藩主の耳に達し、御趣意に戻り、上を憚らざる所業、重々不都合により、知行没収、更に中老立花吉右エ門（増徳）に預けよと大目附をして達せらる。五月十四日立花家福岡宅より、同家知行所筑紫郡古賀村に牢居を命ぜらる。

文久三年（三十六才）六月三日大赦に依り牢居を免ぜられしも俳徊を禁ぜらる。

元治元年（三十七才）五月三日罪を免じ、先知行百石悴恒に与へらる。七月晦日隱居の身なれども町方詮議懸を命じ、町方吟味役を兼ね、大目附支配に属せしめ、合力米八十俵宛与えらる。（下略）

この文久元年の勤王派に対する長溥の断乎たる処分には、いまだ初発的な勤王運動に対する、幕藩体制大名としての確乎たる姿勢が見られ、またそれを支えている藩内の譜代家臣団の牢固たる佐幕的勢力の存在がうかがえるようである。しかし他面、長溥自身の心中には、既に万延元年の勤王派の建白によつて、一つの新しい決意ともいうべきものが生じたのではないかと思われる点がある。それはつまり幕藩大名としての尊攘的決意であるが、同時にこの尊攘による「養君長溥」としての藩主権力確立乃至は一藩体制の確立の決意でもあつた。そしてこのような事は何も特異な事例ではない。既に長州藩主は安政五年に「天朝には忠節、幕府に信義」を国是として家臣に宣言していたし、安政六年に久光は精忠組に對して王事に尽すことを以つて彼等を慰留しているのである。長溥においてもまた当時の情勢に對応すべく、万延元年に

至つて尊攘の決意がなされたとしても不思議ではないのである。

さてわれわれは、長溥にそのような決意をなさしめた筑前勤王派の言説の一例を、月形洗藏の万延元年の建白書に見ることが出来る。この建白書は極めて長文で、この小論に全文引用することは憚られるけれども、これを収めている「月形家一門」も次第に入手困難の今日、煩を厭わずその全文を紹介することにする。

① 私儀不肖の身分、斯る重大の儀申上重々恐入候得共、只今程天下の形勢内憂外患日（に）差迫り、誠に危急存亡の時節、御家御隆替の際に相臨み居申候得ば、世上の風習に拘り存詰候儀、其儘仕置候ては、猶更奉恐入候間、右之通奉申上候。乍恐少将様（原註、長溥公）御賢明に被為在、専ら御両公（原注、孝高・長政公）の御遺意を被為継、既に先年御改正被仰出、元和の古風に立帰り候様との御儀、且又當時の形勢に可相成儀を御先見被為遊、兼て天朝へ御深忠、幕府を御補佐被為遊、天下萬民太平の御恩沢に奉浴度候との御大志被為在候歟の風説拝承仕居申候折柄、真偽は難計御座候得共、桜田に於て義拳の浪人、公辺へ差出候書一覽仕候処、当御藩の御名を書き載せ、先々天下治平の儀を、殊の外奉依頼心底の程、自ら相見へ申候。然れば一通無取留風説のみにては無御座、実に天朝へ御忠義の思召は、御明断に相成居候義を奉恐察候。右書付は迅速に伝播可申候得ば、御卓識御盛徳の御英名、皇國中上下一般、如何計敷奉感称儀にて可有御座候得ば御家の御面目無此上御儀と奉存、誠に以て難有仕合、於臣下は猶更感涙に咽ひ候儀に御座候。

② 御盛徳の程御国内にても忠士の者は奉感戴奮発も可有御座候得共、只今一通相見へ候処にては、奢靡遊惰の風習日に増し甚敷、四民共極々困窮に差及、万人万心、思々離々の人氣とも可申、畢竟上意下に不貫通、下情上達不仕より、箇様に相成候とは乍申、間には誹謗に涉り候流言も数多有之歟に承申候。右様の儀万一他方へ漏候ては、御盛徳の下何分御不似合の儀と誠に以て残念千萬奉恐入儀に御座候。夫等の儀は疾にも達御聴居可申、就ては御深慮の程は乍恐難計候得共、御勇決にて格別の御改革にて御仁政御興起の思召は可被為在候得共、御養家の御国と申し、数十年來の旧弊を御

一洗被遊、火急に稠敷被仰候ては、自然其為め家中騒動に及び候ては、御人君の御躰不被為濟様の万一の御懸念にて、是迄萬事御見合被遊候御儀共は（にカ）被為在間敷哉と奉恐察候。

③ 乍去天下斯る形勢に相成候ては、右様の儀無御構、御奮発被遊度、乍恐奉存候。御仁政の儀は剛直忠士の者、奉懇願儀にて、柔弱遊惰の者奉忌憚儀にて御座候得者、柔弱遊惰の者、迎も如何程の事を仕出可申哉。右御仁政の儀に付ては、当時人材払底御財用御武備、其外訓練軍艦海防彼是、未だ十分の御整に不相成筋も御座候に付、右毎事御全備の上迄は矢張是迄の御形にて追々御奮発に相成候方、人氣にも不相障當時の勢可然様の見込も可有御座敷に候得共、夫等の儀は御仁政御興起に相成、其人を被得、其道を被得候へば、万事思召の通相整可申候得ば是非御仁政の大基本御立固め被為遊方御先務共には有御座間敷哉と奉存候。乍恐興雲院様（原註、長政公）御遺誠に、相口なる者善人なれば國の重宝と云々、政事は青天白日の如く明白にしてと云々、当家の軍法は他の術なし士卒一致すると云々、右の三条を一躰の御居スウに被遊、事に御臨み被遊候て龍光院様（原註、孝高公）仰の草履かたかた下駄かたかたと云々（武辺咄聞書に出で申す御事にて御遺書類とは違ひ申候得共明敏果断の御象自ら顯はれ候へば、多く御意被遊候御実事に可被為在奉恐察候）の御遺誠を御信用被遊、天朝を御崇尊被遊候は、即ち幕府へ御忠勤の筋に相当り候得ば、如何様なる姦人有之、何様の御難題申来り、假令非道の所業に及候とも、勤王御忠義の思召、確乎として御動不被遊趣、御國中一統へ青天白日の如く御触達に相成、上書の儀は何れの手筋より御直に差上候ても不苦様に被為遊御深切に人言を御求め被遊、善人御取用に相成置、若も天下に叛逆の者出来仕候節は、直様勤王の御軍旅をも草履かたかたの御趣意に御基き被遊、御出陣可被遊形勢御示し被為遊、御国門一統乱世の姿に御仕成し被遊候はば、三百年來御恩沢に奉浴居候四民に御座候得ば、一同必死の覚悟に相成得ば、不令して上下一致仕候勢力に相成可申候。左候はゞ御両公の御遺誠を御遵奉被遊候のみならず、実に先年被仰出し元和の古風に直様現業にて立帰り候儀に候へば、御仁政の大本には有御座間敷哉、右様相成候

はゞ御国中は申迄もなく他国よりも兼て御英名を奉慕居候賢材の者は申すに不及、富家の者も馳せ集り、御用道を奉願様相成可申候。然らば是迄御配慮被遊候御筋も速に御整に相成可申候。何卒右の処に御明断被為遊度、乍恐千萬奉懇願儀に御座候。

- ④ 扱又勤王の尊慮は被為在候とも、天下一統遊惰の時節に付き、当時御包み置被遊、御平隠にて当秋は是迄の御形にて御参府被為遊方可然と奉存向も可有之候へとも、去々秋も御参府御延引の末、義挙浪人の書天下中の人々承知可仕候得ば、假令少しも思召無御座儀にても、姦人共の眼を付候儀可有之候。況んや英邁盛徳の御主君に被為在候得ば、猶更奉忌憚儀は必定に可有御座候。表向は御都合宜敷可申上候得共、内情にては姦謀譎計を廻らしめ、如何なす所業に及可申（哉）も難計御座候へば、当秋御参府は御見合被遊方可然儀共には被為在間敷哉。尤御深慮被為在、是非御参府に相成り、天下の混乱をも御鎮撫可被遊との思召被為在候はゞ、数千の御人数御召連に相成、御大国の御威勢を以て御示被遊、姦人共辟易長伏仕候様被遊度奉存候。右の思召無御座候はば、御在国被為遊候計にても、却て天朝幕府への御忠勤に相当る儀も可有御座候。御在国の儀に付姦人共より萬一御無実の御悪名を奉為負、如何様仕掛共、迎も軍勢差向け候程の儀は、決して有御座間敷、只今の御都合のみ御取繕ひ被為遊置候とも、天下の形勢一変仕候儀、何れも見込居可申候。左候へば当時表向の御勤は御無益には相成間敷かと、乍恐奉存候。

- ⑤ 扱又勤王御忠義の処に御着眼被遊、御仁政の儀を万一天下中の姦人共奉忌憚、且つ御国内遊惰の風俗に戻り、内外より御災難来り候様なる御厄運に被為当候とも、少しも御撓み被遊候儀有御座間敷、一治一乱は理勢の自然、往古より建国も一度は滅亡に相成候は、人身の上死生存之儀と御（同）理に御座候趣、疾く御見解可被遊候へ共猶又弥御見抜に相成、利害は申迄もなく、成否禍福の上に御懸念不被遊、御一心道理至極の処へ、益々御居被遊、勤王御忠義の御為には假令皇国中の賊敵御引受に相成、御決戦被遊候共成敗は兵家の常、天運に御任せ被遊、其為め御国家の御存亡に拘り候

其被對御両公の神靈、訖度仰訳被為在儀に御座候得ば、猶更御懸念可被遊様決して無御座候。只今兒童婦女に至る迄、楠・新田両公を尊び、北条足利を悪み候は、義理の人心に感通仕儀無余儀者に御座候。楠・新田両公共、事業末だ半にも不及して討死に相成候へ共、天下万世日月と共に欽慕仕儀に御座候。乍恐少將様へも、両公の心事御同様可被為在の処奢靡遊惰の風俗の儘に被召置候ては、天下内乱の萌は日増切迫、外虜の儀も只今の姿にては迎も參中間敷、此上飢饉差統き、追々隣国迄も騒立候はゞ如何に穩なる御国とは申候ても、只今の儘にては如何可有御座哉。若しも慷慨激烈の者憤懣憂鬱の余り、少將様へは御賢明の処、有司取計ひに依りては、御両公千辛萬苦被為遊候て御拝領被遊候御國を、万一人より被踏込候ては不相濟杯と存詰、有司の人へ對し萬々一桜田騒動に似寄候様の儀起り候如く成行候ては決して不相濟、又大塩平八郎騒動の様なる儀をも企申候ては、第一御威光に拘り候得ば、右様の萌無御座内、御仁政御興起御大基本御立固置被遊度、乍恐奉存候。只今程は楠・新田両公の時節とは時勢相違にて、明天子上に被為在、大小諸候にも忠賢尊王の御方々余分に被為在候由に付御廟算の上にて先勝の儀相見へ申候。先々勤王御忠義の御軍勢天下の御魁に御奮發被遊候はゞ御家の御旗海内は申に不及、五大洲萬國迄も輝き、百戰百勝御大業御成就に相成、皇國中の萬民御鴻恩に奉浴儀に相成可申候。左候はゞ御両公在天の神靈も如何程か御満悦可被遊候。然らば御忠孝両全無此上御儀と奉存候。萬一御大業御成就遅々仕候共御名義御名分正敷御儀に候へば、御英名は楠・新田両公の如く、青史に書蹟し、天下萬世天地有らん限り、日月照さん限りは、字内の老幼婦女、牛童馬奴に至る迄も奉欽慕候儀に相成り、御英名の御蔭を以て、小臣迄も美名を後世に流候儀、疑有間敷奉存候。御成否の程は免も角も御仁政御興起好き機會の時節に御座候間何卒御奮發被遊様千万奉祈、不顧憚奉申上候。累代御高恩を奉蒙候私儀、斯る時節に生れ合せ、誠に御奉公の仕時と奉存候得共、何分多病不束にて、何の御用達も不仕、且存詰候儀十が一をも、書取候儀さへ出来不仕、身分を顧み候得ば誠に以て悲泣の至に不堪奉恐入候。人材訓練海防等の儀、其他奉職尊聴度兼存寄儀も御座候間、斯る時節に付、出格

の思召を以万一被為召御深慮の端をも奉伺候儀出来仕候はゞ、乍不辨存念の程違御聴度、日夜至願此事に奉存候。仍て愚昧の身分をも不顧、忌憚に渡り候事情を筆紙に相顕はし奉申上候儀は、重々奉恐入候得ば万死に決定仕居申候間、愚意達御聴候上にては何分共仰付被為下候様伏而奉願候。

以上

五月六日

月形 格（原註、洗蔵）

3

右の引用文の番号は説明の便宜上筆者が加えたものである。この建白書には注目すべき点がいくつかある。①では月形洗蔵が長溥に対して抱いた期待、特に勤王の志についての期待を確認し得たことを喜んでいる。この点長溥自身として勤王の志を肯定するか否か、この限りでは知り得ないが、当時の筑前藩と薩摩藩との友誼的關係、殊に長溥と斉彬との親密な關係から見ても、或程度の勤王への関心の潜在は認めてよいかと思われる。

②においては、長溥の英名にも抱らず、藩政の現状の憂うべきを述べ改革への勇決を希望しているが、注意すべきは長溥が「養君」である故に、長溥の欲する改革を逡巡しているのではないかと云つている点である。長溥襲封後既に二十五年にして家臣の方でも長溥を「養君」として見る一面があつたとすれば、長溥自身もその意識から脱し切れぬものがあつたと見ることもできよう。

③は洗蔵の藩政改革意見であり、いわゆる「御仁政」の内容であるが、それが人材登用や財用充実を通じて、「武備・訓練・軍艦・海防」など、軍政面に偏していることが注目される。しかもその御仁政の大基本を「勤王」に置き「国内一統乱世の姿」と考へての政治改革の断行を迫つている点は、頗る注目に価する。つまりこれは藩政改革を通じての尊攘路線鑄出の主張に他ならない。「元和」への復帰という幕藩体制的政治改革目的は、洗蔵においては極端に云えば尊攘討幕という乱世を経過することによつてその次に来るべき高い次元での「仁政」に振替えられているのである。

④においては参勤出府に対する反対意見がのべられ、その理由として朝幕間の勢力推移が自信を以つて見通されている。

⑤は前述③と並んで注目すべき点を含む。つまり、③において幕藩体制をのりこえるための藩政改革が主張された点、今一度激越な調子でくり返されているわけである。即ち一藩の「滅亡」を堵しての尊攘体制の樹立の主張であり、「天朝への忠義のため」に一藩を犠牲にすることを敢て辞せないというのである。そしてそのために藩主長溥と藩祖如水・長政との精神的紐帯を強調することにより、「養君」意識の払拭と、尊攘的一藩体制の中核としての長溥の決意を促しているわけである。

最近、長州藩の例などによつて、尊攘意識の評価ともいうべき点について、脱藩武士の散発的過激行動に比して、挙藩体制的尊攘運動を高く評価し、また藩体制をのりこえる意味での藩政改革意識とか、一藩を「道具」とする尊攘運動意識とか、尊攘運動の実践を通じてはじめて昂められ自覚されてゆくところの、長州のすぐれて雄藩的指導理念のようにいわれる点があるようであるが、以上の月形の建白の中には、既に万延元年に、そのいずれも見られるし、また、文久三年、平野国臣の月形たちに与えた書翰にも、「一國あつて一藩あり」という意味の語などがある点からすれば、そうした意識形態は、むしろ尊攘派意識として本来の定型的名ものと見るべきではあるまいか。或はそれらの意識を実践によつてのみ自覚され得る高次のものとするならば、月形洗蔵はその家学的薰陶によつて、筑前尊攘派中、特にすぐれた意識に立っていたことになるであろう。

さて以上のように、月形洗蔵の建白を一読したものは、その説くところが、文久二年以後慶応元年に至る長溥の政治的行動に相通ずる点のあることに気がつくであろう。もちろん幕藩大名としての長溥が、そのまゝ勤王志士の意識に立ち得るものでなく、其処にズレの生じるのは当然であるが、例えば長溥の政治行動の原則的なもの、一つに「尊王志幕」とも

称すべきものがあるが、洗蔵の建白にも「天朝を御崇尊被遊候はゞ即ち幕府へ御忠勤」とあり、また建白に「勤王御忠義の思召確乎として御動不被遊趣、御國中一統へ青天白日の如く御触達に相成り」といつている藩体制の問題は、文久三年九月の尊攘による藩体制確立の触達と翌元治元年八月の「幕府の嫌疑を避けず皇国の御為筋として長州周旋実行」という意味の藩内触達に実現されたかの如く思われる。また田中彰氏が「幕末の長州」の中で、長溥が「大名の借財は恥ではないが武備に後れを取つてはならぬ」という意味のことを云つたというのは、その出所を知らないけれど、洗蔵の改革案の武備偏重と相通じている。

これらの事を通じて長溥が、月形たちの勤王派の意見によつて、自らの尊攘の決意を固くして行つたと見られるのであるが、それを端的に示す事実も存在する。月形洗蔵年譜によれば、月形は前後三回の進言を行つており、この五月の進言に対して長溥は親書を以つて諭示したという。その内容は知られていないが、文久元年、洗蔵が牢居中詠じた「倣正気歌並序」によれば、その文中「決然進君前、揮淚叩胸臆、君曰方今事、根底在帝勅、聞之莞爾退、中懷乍安適云々」の句があり、月形の進言に対して長溥が最後に一言「根底は帝勅に在り」と洩らしたというのである。「根底在帝勅」の語は、のち文久三年の藩体制確立の口達の中にも「叡慮を根軸とす」といわれている点から考へて、長溥の尊攘の決意は、筑前勤王派との最初の対決の中から、万延元年中に決定的になつていたと見ることができるといえる。

4

以上のようにして「根底在帝勅」との決意を秘めた長溥に、その線での行動を開始する時が来た。文久二年七月右大臣二条斉隆を通じて内勅が降され、八月に長溥の手許に届いた。

近来蛮夷の起りしより、皇国の人民不和の意を生じて後來世態如何成行くやらんと、深く宸襟を悩まし、公武親睦して共に永久を謀らせ給はんとの叡慮なり。齊溥承順して以て力を尽すべきなり。（公伝）

この種の内勅は筑前の他、薩・長・土・仙台・芸・肥前・備前・久留米・阿波・岡等の十四藩に降され、特に筑前に對しては、薩・長と共に公武周旋方を依頼したものである。既に桜田門の変が、内勅問題を主要な動機として生じており、和宮降嫁問題以後京都の威望日に隆まる時、「根底在帝勅」の決意を秘めた長溥は、閏八月家老浦上正質・用人立花采女・久野一角を上京させ、彼自身九月二十八日福岡を出発、翌年三月までの間、京都及び江戸にあつて、勅命により幕府が攘夷の勅命を奉ずべく奔走、文久二年十月の三条実美等勅使東下による叡慮貫徹のための諒解工作を行った。(公伝)

ペリー来航当時の、幕府より諸藩に對する外交問題に關する諮問に對する長溥の意見によれば、長溥は元來開國論者であり、露・米和親策による英・仏勢力排除論者である。その彼が今や豹変して攘夷を以つて幕府方の説得を行つてゐる。その回転軸は正に帝勅にあつたと見てよいが、そこから彼には彼なりの見識も成立する。つまり、それは、それ以後の彼の表現に従えば、「天幕御一和、其の上での全国一統の攘夷」「外患に對しての国内對立争亂の絶對的回避」こそが、「皇國の御為筋」として、彼の行動の原則になつて行つてゐる。しかしここで注意すべきはこのような彼の意図と筑前勤王派の意図との關係であり、その關係にも二面が生じて來ることである。一つは長溥のこの尊攘的意図は勤王派にとつて彼等自身の意図と同一的なものと考えさせ、長溥もまた、彼の政治行動において勤王派の登用によつて、その一体化を立証するかに見えることである。しかし他面両者のズレは当然存在するものであり、両者の齟齬はむしろ必然ともいふべきである。長溥の意図からすれば、天幕一和ということには、幕府に對する否定はあり得ない。命令系統的に見れば、天朝↓幕府↓大名という形で「根底在帝勅」であり、長溥に對する直接上司は幕府である。この点が勤王派の理解とのズレであることは明白である。したがつて幕藩体制否定のため「一國争亂」を辞せない勤王派の行動目的は、「国内争亂絶對回避」という長溥の目的ともズレるわけで、これが乙丑の獄の大きな伏線となつて來るのである。長溥は天幕間の對立解消のために天幕一和を唱えた。長・幕對立を解消するために周旋した。長州藩内の正義派・俗論党の對立宥和のために尽

した。そして自藩結束の中核たる、長溥の意図した藩体制の崩壊に面して、勤王派を処刑した。それは因循派對勤王派の対立に対してではなく、むしろ長溥對勤王派の対立、対決のためであった。

5

さて文久三年三月將軍の上洛と攘夷奉勅が果され、改めて將軍に對する庶政委任があつて、表面的には正に長溥の意図する天幕御一和は顕現した。しかもその反面に朝幕二權威の対決は深まりつゝあり、それが八月十八日の政変を惹起するに至るといふ情勢の下で、長溥は「天幕一和」を九州諸藩に呼びかけている。七月二十三日、肥後、薩摩に使者派遣、更に佐賀・久留米・柳川にも使者を送り、「天幕御和熟・御一致の周旋」といふ趣旨での行動の一致を求め、賛同する諸藩よりの使者の來藩するもの、絶え間ない有様であり、殊に薩摩・肥後との間には三藩協同の約束も成立していた。（文久三年維新雜誌）筑前藩の、九州における雄藩的地位は、日ましに隆まるかのごとく見えた。

この文久三年六月、長溥は前年来の上洛参内と天盃拝受を祝つて、処罰中の勤王志士たちに大赦を降した。中には月形洗蔵のように翌元治元年迄は行動の自由を禁束されている者もあり、勤王派はまだ何らの勢力をも作つてはいなかつたが、長溥の尊攘運動のためには、彼等を解放する必要もあつた。

然るにこの年の八月十八日事態は急変した。この政変は長溥にとつても大きな衝撃であつたに相違ないが、長溥自身にとつて中央における勢力の交替はそのまゝ、「天幕御一和周旋」の方針を否定するものでなく、却つてそれを強調する必要もあり、また長州など攘夷派の敗退も、八月十五日伝奏を通じての長溥への通達の如く、「攘夷の叙慮に於ては少しも替らせられず候、行幸暫く御延引」といふ「攘夷親征の延期」がその主原因であつて「攘夷」そのものゝ停止でない以上、長溥の「尊攘」に矛盾はなかつた。しかしそれ以上案ぜられたのは、政界の変動の波及による藩内の動揺である。この動揺を喰止めるためには藩論を一定する必要があり、そのためには、長溥の従来の方針が大局上矛盾しない以上、今や解放

された勤王派を含めての藩体制確立の必要があつた。「公伝」に「九月廿三日藩士を牙城に會し、龍光如水公興雲長政公両公の肖像を席上に掲げて」告諭したというのがそれである。その告諭は維新雜誌のものが原型と思われるのでそれを引用する。

方今天下之時勢弥增切迫ニ推移、皇国御安危旦夕ニ迫候ニ付、御傍觀可被様モ無之、御両殿様御報国之御深謀、家老中被仰合、尊王攘夷之思召確乎ト被押立、為御名代此節侍從様（筆者註、長知）御上京、真之叡慮委曲御伺届、被安宸襟候様、皇国御安泰之礎、御心力ヲ被為尽御周旋之思召ニテ、誠ニ不容易御鴻業之御事ニ候。右ニ付御家中一統末々ニ至迄流言巷説ニ不迷、前書之尊慮ヲ以根軸ト相心得、第一御供之面々者一途ニ侍從様御警衛申上、御宿意被為遂候様励出精可致候。御国許江罷在候輩モ右之尊慮ヲ定規ニ致シ、衆心一和治国安民之道ヲ深ク休任致シ、自然長崎表御領海共異變有之候ハ者、聊無御手拔様各勤ヲ励ミ、中將様（筆者註長薄）御安心被遊候様、抽丹誠可中候。愍而公武之御形勢ヲ始諸藩之情態ニ就テハ異説紛々タル儀ニ而、上下ト無ク疑惑ヲ生シ、朝ニ變シ夕ニ替リ、定説無之、就而ハ真偽探索ニモ不至、此以後浮説ニ迷ヒ候輩致出来候テハ、人心不和之基ニ相成以之外ノ儀ト、御両殿様深御配慮被遊候御事ニ候。御国許人氣動靜者乃京師ニテノ御周旋之成否ニ關係不容易儀ニ付、右之辺何レモ篤ト遂勤辨、万一御国家ノ御不為筋杯ト切迫之説ニ承込候義有之候共、輕卒ニ不騒立存念之趣ハ其筋迄伺出可申候、又於京師之御周旋者叡慮御根軸ヲ御伺届被成、臨機応變之御所置ニ出候事ニ可有之候処、右等之御深慮モ不奉伺、只管一事之上ニテ鎖細ノ儀ヲモ心ヲ付ケ、御供之面々ノ内、自然疑惑ヲ生シ、騒擾致シ候儀共有之候而ハ、眼前御大業之御妨ニ有成候条、何レモ致安心屹度可遂勤辨、素ヨリ御宿意御動可被成様モ無之候ニ付、御成功ヲ可奉祈候。去迎存寄候儀ヲ被差押候訳ニ而ハ曾テ無之、万一不審ノ廉モ有之輩ハ地旅共不聞可申出候。御取捨ハ上ニ有之儀ニ付、吟味ノ上御採用可被成、事柄ニ寄テハ、於京師叡慮御照合被成、御周旋之御廉ニ御取用被遊ニテ可有之候条、無泥建白可致候。此節御上京者誠ニ非常ノ御儀ニ而、如何

ナル時變ニ押移候共第一上之御居リ如磐石巖然被為在、聊御動被為遊間鋪、家老中江モ右之御趣意奉敬承、假令身分醜ニ相成候共毫末モ私心ヲ挟ミ申問鋪旨、御両公様御神前ニ而御誓約被成候ニ付、中老初諸役人諸士中江モ則御神前ニ而右之御趣意被仰出事ニ候。斯迄御配慮被為在候趣、何レモ心魂ニ銘シ忠節可被励候。右ニ付格別之御首途ヲ御祝被成、御備ニ相成御酒上下為誓約頂戴被仰付候思召ニ付、御趣意之儀、無二念難有奉敬服候輩ハ、直ニ罷出頂戴可仕候事

右の演達を長溥の一藩体制及び藩主権確立の企図と考える理由及びその意図するものは次の諸点にあると考える。

1 この発表が藩祖神前において、神酒頂戴による誓約の形式を取っていること。そしてこの形式は月形洗蔵建白の中に見られた、藩祖と長溥との紐帶的結合の試みと同じく、養君意識の払拭と長溥の独裁権の宣言を意味すると考えてよい点。

2 この藩体制の、従つてまた長溥の藩主権の原則が、「尊王攘夷之思召確乎と被押立」という点にあり、それがまた「御宿意」であつて、月形洗蔵に対して万延元年に洩らした「根底在帝勅」の、はつきりした宣言である点。

3 一藩体制の權威の根元が、彼の心に秘められていた「根底在帝勅」の決意と同じ意味で「叡慮を根軸とす」る点に求められ、更に藩内に対しては、そうした長溥の決意が「尊慮を根軸として」、「假令身分醜に相成候共毫末も私心を挟まず」、「無二念奉敬」という絶対服従を要求している点。つまり「叡慮」をふりかざしての「尊慮」の絶対性の主張がなされている点。

4 藩内における優勢な因循派に対する「尊攘」への説得が主たる目的となつていること、そして、それが「老中被仰合」という因循派譜代上層家臣との合議として、中老以下諸士への服従要求になつていること、この点に長溥の独裁的決意が濃厚とみられる点。

5 しかし、このことは一方藩内の勤王派に対しても、長溥が直ちに勤王派と結合することを意味するものでなく、「臨機応変」的な含みを残している点。即ちこのことは、藩内の勤王派、因循派の対立を防ぐ上にも必要な、両派に対して超越的な独裁権であり、また長溥の幕藩大名としての、天朝↓幕府↓大名という命令系統を否定し得ない意味での「皇國御安危」に対する「御深謀」という含みをもつた「尊攘」であつた点。つまり、文久三年三月以来の公武御和熟、將軍の攘夷奉勅の現体制持統の限りでの、長溥の「尊攘」であつたこと。また以上の意図における長溥の独裁的藩主権を否定しない限りでの藩内勤王派の採用という点。

6

こうして世子長知は、長溥の意を体して、九月二十六日上京の途につき、翌元治元年四月二十六日福岡帰着まで、京都に於ては各方面（薩州・中川宮・二条・近衛・松平越前・松平容保等）に対する長州寛免の運動を、そして往復の途中においては長州に対して恭順勸奨の運動に努めた。長溥は蘭癖大名の一人、それだけに対外見識もあり、外患憂慮も深い。が、国内政治問題について権力的な意図はない。彼の志すところは専ら外患に対して国内の分裂回避、国論の統一という点にあつて、其の皇國の爲めという観点から長州救助運動と攘夷標榜とが出て来ている。長知上京中、朝廷方に対して建白すること四回、一回は長州に対する寛典の希望を述べ、條理を正して後出兵すべしというにあり、その中に「方今海内の人心未だ一定に及ばず、漸く近来に至り公武御和合水魚の御親み遊され候御手始め且者外夷の騷擾も計り難く御座候折柄、社稷御滅却と申に相成候ては、同州は申に及ばず諸藩共沸騰仕り、或は不逞の徒庶民を煽動致し、皇國の争論と相成申す可き歟と深く焦慮仕候」とある。長州への圧力が全国尊攘派激発の因となるという意味での、長溥の尊攘採択の態度が示されている。第二回の建白は長州家老招致地を大阪とする件について、入京許可の主張で、これまた、長州に対する罪人扱いが「忽ち憤激の氣を發し悔悟覚束なく」することを憂えるためである。第三回は長州寛典の条件について、諮問

に答えたもので、「悔悟の徴を顕はし候心底御憐察…社稷御削りなく御免仰付」け、七卿を帰京させることがその主内容となつてゐる。以上三度の建白は公家方に対するものであるが、この他幕府に対しても、一、公武一和の維持 一、幕府の尊王表明（朝廷方賄料贈進・御所修理の件） 一、公武一致の上での根本的政治方針決定 一、攘夷の実績を示すため、横浜鎖港談判督促 一、海防のため、大名帰国命令発布、そして「猶御帰府の上…太平遊情の風御改革…横浜鎖港確然と御廟算を尽させられ度」と建白しているのである。（公伝）これらの事が、七卿落ち以後の尊攘派の激発の情勢を背景として主張されていることはいうまでもない。

一方長州恭順勸奨については、上京途上、十月二日周防宮市にて三条及三条西より周旋方依頼され、四日関戸において吉川経幹からも依頼をうけ、上京直後から各方面に対して長知は七卿の帰京と長州の寛免説得運動を開始している。帰途は元治元年四月四日に出京、二十九日小郡において長州世子長門守と会見して周旋依頼をうけ、三条実美にも面謁した。

この長知の長州世子との会見は、「長州悔悟ノ事ヲ公武ヨリ筑州侯へ御委任」（維新雜誌）の結果であるらしく、この公式的な任務の權威を以つて、長州領を通過して下国したのであつて「此節長防御踏通ノ義ハ実ニ天下ニ名高ク諸藩ニテモ評判」したといわれている。（維新雜誌）

なお当然のことながら、当時はまだ藩内の対立はなかつたと見てよく、以上のような運動に、筑前家臣団は、のちの因循・勤王二派いづれも藩主の指令下に動いている。長知に随従して上京し活躍したのは、家老黒田山城・浦上信濃・野村東馬・立花采女・白水白・戸川佐五右衛門・喜多岡勇平・待井次郎兵衛等、國許にて長溥の指令によつて行動したものは、家老級の矢野梅庵・早川養敬・久野五郎兵衛・麻田孫四郎・江上英之進・鷹取養巴等で、月形洗蔵もこのころから自由の身分となり、五月には町方詮義役を仰付けられる。たゞ、長知上京中、したがつて譜第重臣の大部分が上京中に、長溥の手許に赦免後の勤王派が登用され、活躍を始めてゐること、そして彼等の中に既に「激派」的な行動が一部動き出

し、山城斬奸計画や待井次郎兵衛暗殺計画がなされたり、殊に元治元年三月二十四日には、中村円太が脱獄して公金を所持のまゝ脱藩し、これと同じ頃に、御用部屋吟味役牧市内が暗殺されていることは一応注意してよい点である。

7

何れにせよ、以上の筑前藩の行動は、公幕何れもから感謝され、一応の成功であつたことは、四月十八日の官位昇進によつて、長溥は宰相、長知は中将に昇進していることによつても明かであり、長溥はいよゝこの線での活躍を決意したと見てよい。元治元年四月廿七日の三条実美宛、長溥の書翰（月形家文書、井上忠氏採訪）にもその点がうかがわれる。

芳翰謹誦仕候、如貴諭薄暑之節ニ候処弥御清適御起居被成奉欣躍候。然者方今之時勢ニ付而ハ御察之通り色々致苦心事ニ候。尊攘之寸志ハ兼而御伝承被下候処、去秋變動後愚息下野守儀致上京段々致周旋候由モ御聞被成預御賞詞本懐之仕合ニ候。此節切迫之時勢一際尽力致候様有之度被思召、今日之時体如何相見込候や実以皇国安危存亡之□と被思召何れ攘夷之御実効邊不相立候半而ハ邦内壊乱之禍相発候事ハ顯然ニ有之片時も早く膺懲之事事被行、多年之宸念貫徹仕候様有之度御懇願之旨、御尤之御儀、素より於拙子も御同意之事ニ候。為國家御厚配之程不堪感荷候。於弊藩何歟紛乱之風聞御伝承被成如何之事哉と御懸念被下此節 人心一和專要之義ニ有之、兼而被達カ朝廷人望有之矢野梅庵等有志正義之輩格別登用いたし士氣振作弥以鼓動仕候ハ、諸藩之先倡と相成随而奮起之藩も可有之國家之為無此上大幸と被思召、就而ハ委曲被仰下候趣具ニ致敬承、御心添之程ハ厚恭奉感謝、弊藩紛乱と申ハ定而先此より輦輩之者流言ニ迷ひ過激不法之致所業亡命仕候事件（筆者註、牧市内暗殺事件）ニ而可有之、右者全く巷説而已を為信用身之分際を忘れ血気にはやり候一群之者共之振舞ニ而、一統之所ハ差而紛乱いたし候程之儀も無之、兎角之事大造ニ申触候ハ天下之通情ニ而はからず御配慮を掛け汗背之至ニ候。弥以人（心説カ）一和を宗といたし致処置、矢野梅庵初之儀も篤と遂勘弁抑揚申付候ニ而可有之候。家臣之上右等致処置候儀國主々々之職掌ニ付、乍不東国政筋之儀尚呉々も時体ニ叶候様致思慮現業を以相示候覚悟

ニ御座候間、乍慮外御放念被下度候。下野守儀も昨日致帰国供之家老一同一応存念申出居候趣ニ候得共、未タ委細ニハ聞届之寸暇無之、尚重畳申合候様可致候、何様不容易時勢其上当時之御身柄ニ付色々之儀御耳ニ入、御慷慨を被添候儀可有御座と致愚察候、兎角浮説流言に御迷不被成、神州実之御為筋確乎と御居りを被相立、竊ニ御尽力有御座度御儀と、為天下企望仕儀ニ御座候。不存寄段々預御懇示不淺忝奉存候ニ付、是よりも無覆臟貴答ニ鄙意仕吐露候。失礼之段ハ不悪御聞取可被下候

恐惶謹言

松平美濃守

四月廿七日

三条 実 美 様

しかるに長溥のこの決意に一つの蹉跌を来す事件が発生した。元治元年の七月十八日の禁門の変がそれであつて、同日長州追討の宣旨があり、二十三日には征長令が出された。そして此度は公家方にも、幕府方にも長州に対する反感が増大して、長溥の養母（齊清夫人）筋に当る二条関白家からは、これ以上の筑前藩の長州に対する周旋に反対する書面が到来し、一橋家からもほゞ同様の意見が長溥に伝えられた。（公伝）一方京都所司代及幕府大目附からは、長州に対する偵察を命じて来た。そして筑前藩は長州攻手の第一軍を命ぜられている。長溥の立場は相当苦しいものになつたことは明かである。しかし長溥は従来の態度を変えなかつた。「公伝」によれば、長溥は「家老以下の諸役人を會し、且広く領内有志者の意見を提出せしめ」た上で、「長藩周旋の為には嫌疑を避けず心力を竭すべし」と決定し、老臣黒田播磨も大首兵部も何れもこれに同意したという。長州必死の防戦が全国的内乱に拡大し、延いてそれが外侮を招くことを憂えている点は従来と同じである。

たゞ注意すべきは、この會合の時の發言の主たるものが、矢野梅庵（恐らく三条の言によつて長溥が新しく家老に登用した勤王派家老）の長州救助説と月形洗蔵の薩長提携説であつて、この勤王派の二者が長溥によつて採用され、この時月

形は薩長提携運動を長溥から専任されたこと、それに対して、譜代家老等のかの神前盟約の手前もあつて反対こそしないが消極的な賛意を示したに過ぎないという空気が生じて来たかと思われることである。このような傾向は、防長回天史によれば、九月二十二日福岡藩は、幕府の嫌疑を避けるため長州と絶交を申入れており、しかも十月二十九日には小金丸兵次郎がわざわざ伊万里から乗船して、長州に赴いているが、これは久留米藩の淵上郁太郎が主唱して、矢野梅庵・黒田播磨を動かしてのことで、いわば下級の勤王激派によつて、上層部の方針たる絶交が破られている点にも見られ、また月形の伝記によれば、「此頃矢野・大音の二老から洗蔵に、長州への密使の往来は他の嫌疑もあり、吏人を用い難いから皆君（洗蔵・筆者註）に委任せよとの君意だから、同志謀りて尽力せよと命ぜられた故に、諸士を敵状を探る間者（幕府方の命令あり、筆者）の名目で、岩国長府・萩に分遣し」たとある。幕府の嫌疑を避けることは、因循・勤王二派何れにも必要であろうが、その間自ら嫌疑を避ける方に力点を置くのが因循派重臣級であり、嫌疑をもさげず敢て行動せんとするのが勤王派下士級をあることはいうまでもなく、ここから藩体制に微妙な亀裂の生じはじめることは否めない。長溥としては、その決意に於ては「嫌疑をさげず」というのであるから、この点勤王派の活用・登用の結果となるが、この嫌疑が事実上の筑前藩に対する圧力となる時、勤王派を切り捨てることもあり得ることは、幕藩大名の専制的な性格として、このような責任回避の行為は当時一般にあり得たことも考えられるから、この点も亦微妙な問題である。

8

とにかく、以上の如き長溥の決意によつて、これ以後、元治元年十二月二十九日の征長軍解兵令まで、筑前藩は多方面に亘つて長州救助のための周旋に活躍し、この周旋活動を通じて筑前勤王派の活発化と藩政における地位の上昇が著しかった。活動方面としては、長州の恭順説得・長藩俗論党による正義派志士弾圧緩和説得・薩長和解提携のための薩及長両藩に対する了解運動・岩国藩に対する幕府への宗藩長州救助方勸説、五卿引取問題に關しての、五卿に対する了解運動・

渡海決意促進運動・遷座期限決定交渉・奇兵隊等長州諸隊に対する五卿讓渡諒解運動・薩摩に対する協力方交渉・五卿方・薩摩・筑前三者の最後の會談、そして最後の段階に入つて広島における尾張征長軍總督に対する征長軍無血解除運動・長州降伏条件の緩和運動等である。またこれらの運動に従事した筑前勤王派は、藩内勤王派の中核としての家老矢野相模（梅庵）、尾張慶勝に征長軍解除を果させた側用人格加藤司書をはじめ、「過激の張本人」といわれた月形洗藏、脱藩して長州にあり、常に外から筑前藩勤王派を激励してやまない中村円太以下、喜多岡勇平・森安平・万代安之丞・早川養敬・建部武彦・越智小平太・浅香一索・鷹取養巴・小金丸兵次郎・筑紫衛・長谷川範藏等であるが、もとより筑前藩の勤王派がこれに尽きるものでない事は、乙丑の獄の処刑者名を一覧するだけでも明かである。これらの諸士の元治元年中における行動の一面は、最近井上忠氏の採訪による「月形家文書」中の書簡類によつて窺い得られると思うが、今ここではその余裕をもたない。

さて従来、この筑前藩の長州周旋に関する評価は極めて低いといつてよく、専ら薩摩の西郷の功績が認められている傾が強い。もとより長州救助を念願した諸藩は筑前に限らず多かつたと思うし、事実長州救解に動いた藩が筑前のみというのではないが、一藩をあげてのその熱意と実績に於て筑前は最も努力を尽したものと見るべきである。西郷の如きも勝海舟の説得によつて征長の意を醸し、長州の事は長州自身によつて処置させる事を、京都から西下の途次決意してはいるが、彼の長州降伏条件及び長州攻伐の戦略意図は相当強硬なものがあり、筑前の長溥のそれとは異質的なものがあるし、五卿問題については殆んど最初より、筑前の喜多岡勇平の申出に委任した形であつた。このことは薩長間の対立が既に文久二年頃より激化し、殊に禁門変以後の長州側の反感もあり、さればこそ筑前藩月形たちの薩長和解工作も必要とされたのであつて、この工作によつて薩摩が動き、薩摩の当時における地位の大きさがその動きによる効果を印象的にしたと考えられるのである。維新雜誌に征長解兵運動について、「筑前侯長州之事件ニ付、深く御周旋有之、尾張公ニも御精忠之段御感心有

之、他家之使節ハ御目見限ニ候得共、加藤司書ハいつも御前江被召御密談度々有之」というのが真相に近いと思われる。

9

以上の経過の後、慶応元年に入り、筑前藩には二つの路線が交錯することになる。一つは長溥の意図した藩体制樹立、従つて彼の養君的立場から脱却しての藩主権確立の成功、及び長州周旋の貫徹を通じての筑前藩勤王派との結合、即ち長溥の藩主権樹立の新基盤としての勤王派の採用、一つは幕藩大名たる長溥に対する、幕府側の薩州同気・長州同気という嫌疑反感の増大、筑前に対する第二の長州（五卿の太宰府転座による）視による離間威圧工作から生ずる、藩内一般の「藩難」到来の危機感の増大と因循派重臣層の長溥政権に対する消極的抵抗運動である。

前者は慶応元年（元治二年）二月十一日の藩庁人事異動に見られる勤王派内閣的性格に端的に示されるもの。西郷が黒田嘉右衛門に報じたものによると、家老級に黒田播磨・大音因幡と並んで勤王派矢野相模と加藤司書あり、殊に加藤はこの度の新登用であり、その職分は御財用元締郡町浦受持という、藩政の実質的中枢に据えられた。大目附役は梶原喜太夫・河村五左衛門に並んで勤王派齋藤五六郎が登用され、小姓頭には熊沢三郎兵衛に並んで勤王派衣井（斐とも）茂記が進出、御用間に勤王派建部武彦、勘定奉行に岡部箴に並んで勤王派海津幸一あり、御用部屋には真藤登・中村到・小金丸兵次郎・喜多岡勇平等勤王派を以つて占めるという状態、「其以下に至るハ数も不知、実ニ（勤王派が）御家中半ニ相成、不容易形勢なり」といわれている。（維新雑誌・慶応元年乙丑附録）西郷はこれを報じた書簡即ち五月二十六日附で黒田嘉右衛門（在太宰府）宛に「筑・米の両藩は力を尽し候得ば、其益必ず可有之事にて、片腕には相成候間、何卒御手を付置可被下」と云つている。（大西郷全集）

この勤王派の藩政進出は従来くすぶつて来た因循派・勤王派の対立を決定的なものにした。維新雑誌のいう所はこれによく説明している。

近年福岡家中勤王家因循家兩派に別れ自ら双方確執を生じ、勤王家は専ら薩長の志操を尊び、朝廷之御趣意を遵奉して攘夷論を主張し、過激之挙動次第に増長し、他藩之向々江密ニ親睦し、我意之振廻多端にして重役之命を不用、因循家ハ専ら幕命を重じ政令是迄之通ニ有之よりして過激の勤王家に圧倒せられ云々

また次のような兩派の定義も興味のあるものである。

公武攘夷と開港の目的相違より、諸侯陪臣ニ至る迄各方向の立方に依り、勤王家と称し因循家と唱ふ。天朝の御旨を奉戴し合戦の勝敗に拘らず、異賊をして我皇國に入立じと大和魂の赤心を顕し、困亡身死と雖恥る所なしと口実し、暴行我儘を振ふ、是を勤王家と言ふ。又天朝の御趣意は奉戴し、幕府の令を重んじ、公幕の間水解し、開鎖の論一に帰し。幕府より一般の諸侯へ下知なくては、藩々区々にては迎も攘夷は遂げ難しと思ひ、勝算なき戦争は不可為と思慮する、是を因循家と唱ふ云々。

この定義を長溥にあてはめるとき、むしろ因循家の列に入るべきことが考えられる点は注目してよい。この書の著者臨征亭醉月居士にとつて勤王派・因循派の相違はむしろ、過激派と保守漸進派の相違と見てよく、このニュアンスの相違は勤王派と因循派との対立にあるだけでなく、勤王派内部にも、上層家臣級と下層家士層との間にも、また年齢的な相違等によつても当然あり得たことは考えておいてよい。

10

次に以上の勤王派の進出が、恐らく長溥の藩主権の確立即ち養君の藩主よりの脱却の意図の発動として行われたと考えられる点がある。それは一つにはこの年六月に至つて、勤王派の処罰が開始された時、因循派家老たちは長溥に対して、「藩主の直裁」を申出て、長溥に勤王激派登用の責任をとらせようとしていることからわかるが、それ以前、この二月の勤王派登用前後に、因循派家臣団が、殆んど「総引入」・「総辞職願出」となつており、いわば長溥の独裁権に対する

サボタージュという抵抗運動に入っているからである。即ち維新雑誌の記事によれば、二月十一日以前、大老黒田播磨・大和父子・大音因幡引入退職願出、三月上旬、家老浦上信濃依願退職・御用人衆惣引入・野村東馬退職願出・御納戸久野一角長々引入退職願出・裏判岸田瀬左衛門・大塚七左衛門全上・御用聞川越又左衛門御暇御免・御用人郡左近強て再勤、再び引入。三月十二日御側筒役十四人惣引入・家老小川・林両人再出仕の所再引入退職願出という有様であり、長溥としては強制出仕を命じている場合もあるが、とにかく「因循家重役不残引入」といわれ得るような状態が一ヶ月前後に亘つて生じているのである。正に長溥は二つの路線の岐路に立たされたというべきである。もとより長溥としては、彼の藩主権力の基盤を「藩内の一和」に求め、そのため藩祖神靈前で神酒を酌んで家老団に藩体制の結束を誓約させたのであるから、彼を養君として受け入れた譜代家老（主として因循派）を退ける気はなく、家臣団の多数を占める因循派のホイコツトは藩政実施の不可能さえ惹起する恐れもあり、彼は引入りの家臣に対して出仕命令を行ったのである。一方この事情はほゞ勤王派にとつても同様なものがあり、少数の勤王派は、因循派の中から一人でも多く勤王派への参加、というよりも転向者を獲得することが急務になつたと思われる。つまり、勤王派としては、因循派総退却中の独壇上において、藩体制を全藩勤王体制に切り替えることに焦慮したのであり、この焦慮が強制となり強引となり脅迫となるというように、次第に過激化の傾向をも示したばかりでなく、更に同様な調子を以つて、藩主長溥に対しても、長溥の意図以上の要求が出されることになつた。つまりは長溥の藩主権自体が、下から突き上げられる恐れすら生じて来たのである。

こうして三月上旬頃は、「御重役方不怪御混雑」という藩情に陥っているが、勤王派による強引な因循派引込運動について、維新雑誌はその様々な姿を描いて精細である。説得・脅迫によつて、やむなく再出仕するもの、再出仕しても、到底勤王派と興みし得ず、再び引入るもの、勤王派の強制に巻かれた振りをして、勤王派の内情を長溥に密告するものなどさまざまである。説得による引込み運動の成功した例は大老黒田播磨の転向であつて、播磨は「兼々之因循家、加藤司書

殿の弁論ニ庄倒され、遂に勤王家ニ御傾き」、ここに大老黒田播磨と、「勤王派大関」といわれた加藤司書と建部武彦との姻戚関係による勤王派の中核が成立した。また脅迫事件で大きいものは、三阪小兵衛事件といわれるもので、隠退中の中老級十三名に対し加藤が三阪を使つて、密告の形で脅迫したとされ、十三名は長溥に対して連名でこれを訴え出ている。筑前藩の場合、往々他藩に見られるような、佐幕派が藩主を擁して勤王派を弾圧するという形勢は見られない。因循派はかの神前盟約のためか、極めて消極的な抵抗を示すだけであり、その抵抗はむしろ「対長溥」の形である。そしてこのことから乙丑の獄は、因循派と勤王派の対決ではなくて、長溥と勤王派との対決であつたことを考えさせるのである。それが最後に至つて、端的に、いわゆる犬鳴山事件になつてあらわれるのである。

11

いわゆる勤王派政権は、二月から六月までの四ヶ月にすぎない。この間における長溥に対する下からの突き上げの事實は次の如きものである。第一は維新雑誌に「勤王過激之輩、矢野加藤両御家老之御宅へ日々寄集り、御政体其外御改正筋様々集議致居候よし」といわれるもので、勤王派の衆議が、家老級のパイプを通じて、長溥の藩主権に下から圧力を加える形が出て来たこと、これを長溥が不快に思つたことは、のち弾圧開始と共にこれが禁止事項の一つになつていふことがらもわかる。第二はそのパイプとして前述の大老黒田播磨・加藤司書・建部武彦三人の血縁的な勤王派組織の中核が成立したこと。第三にその黒田播磨の加盟直後と思われる三月四日、黒田播磨を筆頭として家老一同の連名を以つて、建議書が長溥に対して提出され、従来の長溥の藩体制の意図に変革が要求されていること。これは加藤司書伝に全文が掲載されている。本文は先づ長溥の勤王派政権に対する不信感の問題から入つてゐる。「是迄不寄思召相伺御趣旨を請け、宰判仕様に候得共、近来之処は何となく席に而申合相伺候廉思召に相振れ候儀有之不束之身分奉恐入候。」家老たちの決議事項が長溥の意に合致しない様だが、それを家老の云い分に合せてくれというのが、この建議内容の一つである。時勢の変化

に即応して藩内上下一致して富国強兵の方向に輔佐したい。その一致のためには過激を控え、因循を上げまし、「一統正義」になるように、長溥自身の御趣旨としてその政道を確立ありたい。只今の家老たちが、過激派のみを引立てる様に誤解されている様であるが、勤王派にも正義の者があり、役に立つ者もある。まして時勢も変化し、皇国の為めに尽す覚悟なら、「公然と討幕」とまでは云わぬまでも、将来の事を考へて国民を指導せねばならず、幕府の機嫌ばかり伺つても居られない。とにかく現在の様な状態（因循派のボイコット）では何事も運ばぬ故、一致して、軍事・政治・財政に尽す様にあり度いし、君公としては「凡そ割拠位の御心にて」やつてもらい度い。そのため「政令一筋」にありたいから、次のような点を一藩体制の基本としては如何か。「方今御国是之儀は公武御一和・海内鎮静御堅固に相成度存候。依て天幕の御為筋には忌憚嫌疑に拘泥不致、正大公明の心底を以忠勤を尽し候心得に候事。」ここには因循派のボイコットに対して勤王派からの妥協的態度も示されているが、「公武一和」・「忌憚嫌疑を憚らず」といづれも従来の方針を再確認すること、長溥に対する勤王派の存在理由を正当化し、その上で長溥の意図として勤王派の志す方向へ一藩全体を指導して欲しいというのである。そして第四に三月十二日、改革の一つとして用人制度が全廢となり、「御用人不殘御役御免」となつた。藩主の側近排除がその目的であつたと思われる。

この下からの勤王派の突き上げに、長溥は彼の藩主独裁権の基盤が揺ぐ思をしたであらう。彼の意図した一藩体制は勤王派の抬頭によつて、却つて因循派と勤王派の分裂を来したばかりでなく、勤王派は長溥自身の体制的意図以上につき進もうとしている。長溥自身がこの挙藩勤王体制に乗り替える事もあり得るが、筑前勤王派自体早熟のであり、まだいろいろの問題があつた。その一つは五卿軫座や対州藩内訶問題につれて、長州浮浪の士の入国や五藩護衛兵の筑前屯集の混雑によつて秩序が乱れはじめたこと。即ち勤王武士の過激粗暴の風が藩の士民に影響して、足輕級の暴行沙汰などを主として封建的な社会秩序が混乱し、「下々之威に上之恐れとか申情態」が生じたこと、第二は、そうした「下、上の威を恐れな

い」勤王派の態度は次第に長溥に対しても脅迫的、或は君命拒否的な程度まで進行しつゝあつたと考えられること。これは第二次征長令公布直後、閏五月八日長溥が出陣の可否について家老に諮問した折の、矢野相模の返答から察せられるが、それは家臣共は出兵に反対である。今となつては長溥の命もきかれまい。強制すれば数百の武士は、指揮官を暴殺するか、脱藩してしまうかの恐れがあるというものである。（公伝）しかしこの勤王派自体、統制と団結の一枚岩にまで生長していたわけでない。勤王派に加藤勤王・矢野勤王の二派ありとされ、党派内における対立もあり、中村円太は同志数名によつて強制切腹させられ、喜多岡勇平は同志伊丹慎一郎によつて暗殺されており、勤王派の中核的人物加藤司書も、同志の指導、統御権を握るまでには至つていない。つまり筑前勤王派はまだ傑出した指導者をもつていなかった。それが一般の人々に勤王派としてよりも「過激派」としてのみ印象をもたせた理由であつたらう。

12

丁度この時期、慶応元年の四・五月頃に、丁丑の獄の主要原因とされている幕府方の筑前藩に対する離間策（薩・長と筑前との間の、そしてまた長溥と筑前勤王派との）威圧策が集中し、それによつて長溥の心中に長州の二の舞としての藩難到来の不安が黒雲のようにひろがるのである。その離間・威圧の内容については、「黒田長溥公伝」に詳細である。その書翰類の差出人としては、二条閑白家・近衛家をはじめ、京都所司代・幕府大目附・無名氏・京・大阪詰藩士（殊に大音兵部）であり、その内容としては筑前の長州同気・薩州同気を嫌疑するもの、矢野・加藤の執政を非難し罷免を勧奨するもの、因循派の登用をすゝめるもの、長州征伐後は筑前征伐なりと暗示するもの、中央における筑前藩に対する不評判を報告するもの等様々であり、今にして勤王派を処罰せずば藩難の到来は必至と考えられたことは認められる。

従つて、以上の事実が長溥の勤王派処罰の決意に大きな要因として作用した事は否定できない。たゞこの外部的要因作用以前、既に二月から四月初めにかけて、長溥自身が勤王党と対決関係を強めて来ていることは上述の通りである事に注

目すべきである。事実長溥は三月中から既に勤王派を退ける方向にふみ切つていたのであつて、三月十日に「過激の張本」月形洗蔵を公金費消の件で罷免し、その取調べによつて、月形が中村円太に運動資金の横流しをした疑から、中村円太自殺事件を糾明し、「勤王家の不面目」を暴露した。（維新雜誌）また脱藩志士藤四郎を捕縛して大島流罪とし、鷹取養巴の隠居願出をそのまゝ受理、かくて長溥の勤王派に対する態度は日毎に冷却した。

そしてこの長溥が家老団に対して自己の本来の体制の再確認を強制したのが四月廿八日であつて、この日長溥は彼の面前で大目附立会の上で家老団と御納戸頭と対決させ、「暫時御議論の末、宰相様へは御納戸頭の存念に御同意之思召と相聞え、御議論は半々とは乍申、御家老中之負と相聞え、依而公武御和合之御周旋ニ御決定：実ハ勤王過激の輩を御取押へ之御取計と申御都合も有之歟に承候」といわれる所まで進んだ。そしてこの方針を五月四日家中一統に触達しているが、その但書中に過激粗暴と衆人煽動をいましめ、同時に因循偷安をいませしていることは、「中庸之道ニ御率ひ被遊候様に奉恐察扱も難有御趣意一統奉感服候也」といわれているものの、其所に長溥の因循派に対する不満も洩されているのである。譜代因循派は彼等を裏切つた養君に対してどこまでも冷たく、消極的な責任回避の態度以外の何物でもなかつた。しかも勤王派に対しては、彼自身が裏切られた感は日に強く、五月廿三日にその憤りは爆発し、「五月廿三日之事之由、如何之事と申儀ハ不相分候得共」長溥は家老達を激しく叱責、殊に加藤司書には退職願の提出を命じ、翌廿四日加藤は退職願を出し、中老格に格下げとなつた。そして二十五日には家老宅への集会禁止命令が出された。

この五月廿三日の事件は、「公伝」によるとほゞその原因が知られる。四月以来の外部からの勤王派に対する誹謗もあり、彼自身も探索の必要があつて、五月十一日に彼は中目附に命じて勤王派の動静につき探索を命じている。しかし、これは単なる探索でなく、既に長溥の勤王派に対する不信の条項についての裏付けであるから、その探索命令の条項そのものが既に長溥の勤王派観なのである。その内容は「一、播磨取押への事（筆者註、以下同。これは不明であるが、播磨を

勤王派頭目として、その不行届を取調べさせることか）一、一体勤振依怙偏頗の都合の事（勤王派に党派性が強く、他派排斥傾向のある点を調査せよ）一、相口の者へ申含め沸騰致させ候所存の事（謀議的な煽動性の強い点を調査せよ）一、役筋の者へ尻押いたし言上致させ候事（勤王派が圧力団体である点を調査せよ）一、猥りに内用向を他に漏し候儀間々有之候様存せられ候事（彼等のスパイ行為を調査せよ）一、唯今の勤方にては先々ハ勿論大なる国害相生すべしと懸念少からざる事（藩難の因となる点につき調査せよ）。そして五月十四日の大目附の報告があつて確認の結果、二十三日の家老即勤王派中枢部への叱責となつたと思われる。長溥の目に今や勤王派は、党派性のつよい圧力団体・スパイ団体・煽動団体・藩難惹起の張本人としか映らなくなつてゐる。そして事情ここに到つて長溥は藩政直裁の決意を固めざるを得ず、かくて六月廿日「以来御政事之儀宰相様御直宰被為遊候段」を仰出した。（維新雜誌）しかしこの「直裁」には異説もあることであり、この直裁宣言の動機を見る必要がある。それが乙丑の獄の直接動機としての犬鳴山別館事件と称せられるものである。

13

この事件は六月十八日夜、勤王派衣井茂記が、黒田播磨の息子大和に大事をうち明けたことから発した。その内容は二点あり、一は五卿を黒田播磨の采邑三奈木に移し、更に薩摩に移して九州勤王派を決起させる計画、一つは長溥がこれに賛同せぬ場合、長溥を犬鳴山別館に移し、長知を奉戴して挙藩勤王体制を達成する計画である。

犬鳴山別館は恐らく慶応元年に入つて計画され、五月頃は略ぼ完成していたようである。小型ながら一応居城式であつたかと思われ、また矢野梅庵が計画し、加藤司書が采配を振り、建部武彦が管理の役に當つたと思われる。この別館建築は四月頃には幕府方にも知られており、嫌疑の目を以つて見られたが、實際は外船の博多湾侵入に備えての待避のための別館と考えるべきであろう。

この衣非の密談は大和から直ちに長溥に伝えられ、長溥は翌日、浦上・久野ら因溥派家臣と謀つて、五卿の警備を嚴重にすると同時に衣非を牢に下し、以後乙丑の疑獄が続行した。長溥としてはもちろん長溥廢立の件について激怒して勤王派彈圧にふみ切つたと見られる点がある。閏五月八日の矢野相模の征長軍出兵に関する君命拒否的な言辭から見ても、事終にここに至るかという気持が強かつたであろう。というのは、密謀二点のうち五卿の三奈木軫座計画の方は、長溥はこれ以前に探知していたと思われるからである。維新雜誌によれば、団頼母・岩井九郎右衛門・宮内十郎右衛門の三人は、因溥派であつたが、勤王派に強制加盟させられ、相談の上勤王派に忠節を装つて、衣非茂記の配下として働くうち、信用を得て、五卿の許に出入し、五卿からも信任されてこの計画をうち明けられ、これを長溥に報告していた。そしてこのたび、黒田大和の報告によつて、急に五卿警固を嚴重にしたといわれる。

この密謀はその背景として、長州再征令によつて、幕府方の五卿引渡の要求が必至であると見る筑前勤王派の危機感と、勤王派政權が加藤の強制的な退職願出による崩壊の危機感との二重の緊迫感をもっていることが注目され、従つて、この密謀は急速に計画され、必しも勤王派周知の事に至らず、極めて発端的な形で発覚したと思われる。密謀の第二点についても、勤王派の眞の意図は「全藩勤王体制」にあり、長溥廢立は条件付きの第二義的なものに過ぎなかつたと見るべきである。しかも上述来の長溥と勤王派の対決の関係、殊に長溥の意図した藩主權を中核とする藩体制確立の意図が、今ここに下からの勤王派による挙藩勤王体制との対決を迫られているのを見る時、長溥がこの「廢立」の点をとらえて、最後の勤王派に対する、百四十人といわれる族滅的処置に出たこともむしろ自然であると思える。

14

我等居り処を申付ル為に呼出した。當時勢ニ付而ハ固体堅固になくてハ曾て不相濟事で有る折から、先達より重役之向を初として志不宜向内々申合等いたし、党を結び其道に引入た向不少、また我等申付候事を違背し、此方不存事も存

たる様に取計ひ、又ハ密々他藩に通じ、流言を以て人心を惑乱致させ、政事向ニも拘り容易ならざる国体に相なつた。夫故不便とハ存じたけれ共、夫々嚴科に申付けた訳である云々。

これは勤王派処刑終了後（慶応元年十月二十八日以後）長溥・長知が家中を居間に召集しての直話であり、長溥の心境でもあり、勤王派処刑理由でもある。（維新雜誌）筑前藩の従來の雄藩的立場は、この筑前勤王派の処刑と共に消滅した。長溥の意図した養君的領主からの脱却とその領主権確立の意図は、勤王派との対決によつて発足し、勤王派との対決によつて、表面勝利を得たかに見えながら、その実自己崩解を遂げたにすぎなかつた。六月廿日の「以来御政向之儀直宰」という直宰こそ彼の年来意図した所であつたが、この慶応元年の直宰は、その本来の志と違い、勤王派と絶縁するための直宰になつた点があり、同時に因循派からも見捨られた形での「孤立」に他ならず、政権の基盤を失つた直宰の形骸に過ぎなかつたのではなからうか。というのは「長溥公伝」に、この直宰は勤王派処罰に関する直裁であつて、因循派から長溥に申出があつての事だともいう。だとすればこれは因循派が、長溥に藩政混乱の責任をとらせたことになるのであり、受入基盤たる彼等を裏切つた養君藩主に対する報復だとも考えられよう。筑前藩はかくて、突如として、維新史の舞台から、姿を消してしまつたのである。（四一・一一・一六）

附記

この小論はユネスコ「九州文化の総合的研究」第四班の研究の一部である。なおこのため資料を提供された檜垣元吉氏・井上忠氏及び九州文化史施設に対して謝意を表する次第である。